

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項	廃棄物が地下にある土地の区域の指定	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に掲げられている事項。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第13条の2に掲げられている事項。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。